

長崎市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行について、法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性能向上計画認定 法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定をいう。
- (2) 基準適合認定 法第36条第2項の規定による建築物の認定をいう。
- (3) 省エネ判定機関等 法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関をいう。
- (4) 基準適合認定建築主 法第36条第2項の規定による認定を受けた者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する図書)

第3条 省令第1条第1項の市長が必要と認める図書は、品確法第5条第

1 項の住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を受けた場合には、品確法第 6 条第 1 項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成 1 3 年国土交通省告示第 1 3 4 6 号）に規定する一次エネルギー消費量等級 4 又は等級 5 に適合しているものに限る。）の写しとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知の取下げ）

第 4 条 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者又は通知者は、市長が建築物エネルギー消費性能適合性判定をする前に、当該計画の提出又は通知を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画取下げ届（第 1 号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る準用）

第 5 条 第 3 条及び前条の規定は、法第 1 2 条第 2 項前段又は第 1 3 条第 3 項前段の変更について準用する。

（建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更）

第 6 条 法第 1 2 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築主は、省令第 3 条の軽微な変更をするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（第 2 号様式）の正本及び副本に、当該変更に係る添付図書を添えて市長に提出しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更の証明）

第 7 条 省令第 1 1 条の軽微な変更に該当していることを証する書面が必要な者は、軽微な変更証明願（第 3 号様式）に前条の変更説明書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（指示書）

第 8 条 市長は、法第 1 9 条第 2 項の規定による指示をするときは、指示

書（第4号様式）により行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書に添付する図書）

第9条 省令第23条第1項本文の市長が必要と認める図書は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

(1) 建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合 当該確認済証の写し

(2) 省エネ判定機関等の技術的審査を受けた場合（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に係る審査を受けた場合に限る。） 当該省エネ判定機関等が交付する適合証

(3) 住宅性能評価を受けた場合 品確法第6条第1項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合しているものに限る。）の写し

（性能向上計画認定の申請の取下げ）

第10条 性能向上計画認定を申請した者は、市長が当該申請に係る認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ届（第5号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

（建築の取りやめ）

第11条 性能向上計画認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画による建築物の建築を取りやめるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取りやめ届（第6号様式）の正本及び副本に、省令第25条第2項の通知書を添えて市長に提出しなければならない。

（性能向上計画認定に係る認定しない旨の通知）

第12条 市長は、性能向上計画認定の申請に係る計画が、法第30条第

1 項第 1 号から第 3 号までの基準に適合しないと認めるとき又は法第 30 条第 4 項において準用する建築基準法第 18 条第 1 4 項の規定による通知を受けたときは、性能向上計画認定について認定しない旨の通知書（第 7 号様式）により、当該認定を申請した者に通知するものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る準用）

第 13 条 第 9 条から前条までの規定は、法第 31 条第 1 項の変更について準用する。

（軽微な変更）

第 14 条 認定建築主は、省令第 26 条各号の軽微な変更をするときは、軽微な変更届出書（第 8 号様式）に、当該変更に係る図書を添えて市長に提出しなければならない。

（性能向上計画認定に係る軽微な変更の証明）

第 15 条 省令第 29 条の軽微な変更該当していることを証する書面が必要な者は、軽微な変更証明願（第 9 号様式）に前条の変更届出書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（認定建築主等変更届）

第 16 条 次に掲げる者は、認定建築主等変更届（第 10 号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

- (1) 認定建築主の一般承継人
- (2) 認定建築主から、性能向上計画認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画による建築物の所有権その他建築及び維持保全に必要な権原を取得した者

（性能向上計画認定に係る報告書の提出）

第 17 条 法第 32 条の規定により報告を求められた認定建築主又は性能向上計画認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画による建築物

の建築が完了した認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定建築物状況報告書（第11号様式）の正本及び副本に必要な書類及び図面を添付して市長に報告しなければならない。

（改善命令）

第18条 市長は、法第33条の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善命令書（第12号様式）により行うものとする。

（性能向上計画認定に係る認定の取消し）

第19条 市長は、法第34条の規定による取消しをするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書（第13号様式）により行うものとする。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請書に添付する図書）

第20条 省令第30条第1項本文の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 省エネ判定機関等が交付する適合証（建築物エネルギー消費性能基準に係る審査を受けた場合に限る。）
- (2) 省令第25条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の写し
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の写し
- (4) 住宅性能評価を受けた場合には、品確法第6条第3項の建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合しているものに限る。）

の写し

(基準適合認定に係る申請の取下げ)

第21条 基準適合認定を申請した者は、市長が当該申請に係る認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能基準に係る認定申請取下げ届（第14号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

(基準適合認定に係る認定しない旨の通知)

第22条 市長は、基準適合認定の申請に係る建築物が、建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めるときは、基準適合認定について認定しない旨の通知書（第15号様式）により、当該認定を申請した者に通知するものとする。

(基準適合認定建築主等変更届)

第23条 次に掲げる者は、基準適合認定建築主等変更届（第16号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

- (1) 基準適合認定建築主の一般承継人
- (2) 基準適合認定建築主から、基準適合認定建築物の所有権その他維持保全に必要な権原を取得した者

(基準適合認定に係る認定の取消し)

第24条 市長は、法第37条の規定による取消しをするときは、基準適合認定建築物の認定取消通知書（第17号様式）により行うものとする。

(基準適合認定に係る報告書の提出)

第25条 法第38条第1項の規定により報告を求められた基準適合認定建築主は、基準適合認定建築物状況報告書（第18号様式）の正本及び副本に必要な書類及び図面を添付して市長に報告しなければならない。

(認定の証明)

第 2 6 条 法第 3 0 条第 1 項又は第 3 6 条第 2 項の規定による認定を受けた旨の証明が必要な者は、認定証明願（第 1 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第 2 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。